

別表（第2条関係）

対象活動	活動の対象	算定基準額（円）
(1) 青少年問題に関する啓発に関すること	青少年 または 地域住民	上限額 120,000 円
(2) 青少年の指導及び相談に関すること	青少年	上限額 104,000 円
(3) 青少年の健全育成に関すること	青少年	上限額 970,000 円
(4) 青少年指導に関する研修会等開催	青少年指導員 および 新たな担い手	上限額 175,000 円
(5) ユースリーダーの育成に関すること	青少年指導員 および 新たな担い手	上限額 45,000 円
(事務費)	委嘱業務にかかる 事務	上限額 交付対象経費総額の 10%